

# (参考)住宅省エネルギー性能証明書(1/2)

※証明年月日(証明書の発行日)が2023年3月31日までの場合

別表		
住宅省エネルギー性能証明書		
証明申請者	住所	
家屋番号及び所在地	氏名	
家屋調査日	年月日	
省エネルギー性能	居住用家屋の新築等に係る家屋	□1 租税特別措置法施行令第26条第23項(同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当。 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋。 ・評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級6以上の基準。
	居住用家屋の新築等に係る家屋	□2 租税特別措置法施行令第26条第24項(同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当。 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋(①に該当する場合を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級4以上の基準。
	既存住宅	□3 租税特別措置法施行令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当。 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋(②に該当する場合を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級6以上の基準。

上記の住宅の用に供する家屋が租税特別措置法施行令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋又は同条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が明書と協賛して定める基準に適合することを証明します。

別表		
住宅省エネルギー性能証明書		
証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人	氏名又は名称	登録番号
建築士が証明を行った場合の当該建築士の所属する建築士事務所	住所	住所
指定確認検査機関	氏名	登録番号
登録住宅性能評価機関	氏名	登録番号
住宅瑕疵担保責任保険法人	氏名	登録番号
建築士が証明を行った場合の当該建築士の所属する建築士事務所	住所	住所
指定確認検査機関	氏名	登録番号
登録住宅性能評価機関	氏名	登録番号
住宅瑕疵担保責任保険法人	氏名	登録番号



様式ダウンロードのURL、QRコードはこちら  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001492341.doc>

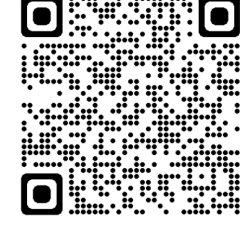
# (参考)住宅省エネルギー性能証明書(2/2)

※証明年月日(証明書の発行日)が2023年4月1日以降の場合

別表		
住宅省エネルギー性能証明書		
証明申請者	住所	
家屋番号及び所在地	氏名	
家屋調査日	年月日	
省エネルギー性能	居住用家屋の新築等に係る家屋	□1 租税特別措置法施行令第26条第23項(同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当。 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋。 ・評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級6以上の基準。
	居住用家屋の新築等に係る家屋	□2 租税特別措置法施行令第26条第24項(同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当。 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋(①に該当する場合を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級4以上の基準。
	既存住宅	□3 租税特別措置法施行令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当。 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋。 ・評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級6以上の基準。

上記の住宅の用に供する家屋が租税特別措置法施行令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋又は同条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が明書と協賛して定める基準に適合することを証明します。

別表		
住宅省エネルギー性能証明書		
証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人	氏名又は名称	登録番号
建築士が証明を行った場合の当該建築士の所属する建築士事務所	住所	住所
指定確認検査機関	氏名	登録番号
登録住宅性能評価機関	氏名	登録番号
住宅瑕疵担保責任保険法人	氏名	登録番号
建築士が証明を行った場合の当該建築士の所属する建築士事務所	住所	住所
指定確認検査機関	氏名	登録番号
登録住宅性能評価機関	氏名	登録番号
住宅瑕疵担保責任保険法人	氏名	登録番号



様式ダウンロードのURL、QRコードはこちら  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001587571.doc>